

施設における定期的検査（東京都集中的検査）へのご参加について

東京都では、感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、高齢者施設や障害者施設、医療機関並びに幼稚園、小学校、保育所等の職員を対象に、集中的・定期的な検査を実施しています。

令和5年4月以降も引き続き、抗原定性検査による集中的・定期的検査を実施しますので、貴施設における感染拡大防止のため、下記によりご参加いただきますようお願いいたします。

【施設における集中的・定期的検査（東京都集中的検査）の概要】

■ 検査対象者 貴施設の職員の方

■ 集中的検査の対象期間

令和5年4月1日（土）から 令和5年5月7日（日）まで

※医療的ケア児が在籍する施設については、**令和5年6月30日（金）まで**

■ お申込期間

令和5年4月1日（土）9時 から 令和5年4月30日（日）18時まで

※医療的ケア児が在籍する施設については、**令和5年6月23日（金）18時まで**

■ 申込方法

専用Webフォームからお申し込みください。

URL : <https://tokyo-infectiontest.jp/>



※初回ログイン時は、東京都から事前にお知らせしたID・パスワードが必要です。

※医療的ケア児が在籍する施設につきましては、**令和5年5月8日（月）以降、引き続き集中的・定期的検査を実施する場合、再度の「施設登録」が必要になります。参加登録時に設定したメールアドレスとパスワードを使用して施設登録をしていただいた後、ご利用ください。**

■ 検査方法

● 抗原定性検査キットにより、ご自身で検体を採取していただきます。

検査は、週2～3回程度実施してください。

● 貴施設において、検査実施管理者の設定についてご協力をお願いいたします。

※ 検査で使用する抗原定性検査キットは、体外診断用医薬品であり、その使用に当たっては、国のガイドラインに基づき、適切に実施していただくことが必要です。

■ その他

● **令和5年4月24日（月）以降の検査キットのお申し込みは、2週間分を上限とさせていただきます。**詳細は、本文「施設における定期的検査（東京都集中的検査）へのご参加について」をご覧ください。

- 集中的・定期的検査を実施していただいている施設につきましては、**令和5年5月7日(日)までは、濃厚接触者となった貴施設の職員の方が、待機期間の解除の判断のための検査(2日目と3日目)及び毎日の業務開始前に行う陰性確認のための検査についても、集中的・定期的検査として、抗原定性検査キットをご使用できます。**
- **検査実施後、必ず実施検査件数のご報告をお願いいたします。**
検査結果のご報告がない場合等、検査キットの申し込みを制限させていただく場合があります。